法改正等に伴う平成 20 年度再商品化委託申込の変更点について

財団法人日本容器包装リサイクル協会

「容器包装リサイクル法の一部を改正する法律」は平成 18 年 12 月以降、段階的に施行されています。法改正等に伴う平成 20 年度再商品化委託申込に関わる変更箇所は以下の 2 点です。なお、法改正等に伴う平成 19 年度再商品化委託申込からの変更箇所につきましては、同封書類の参考資料集（８．法改正等に伴う平成 19 年度再商品化委託申込の変更点について）を参照してください。

１）市町村に対する資金拠出（再商品化費用総額の効率化分に応じた合理化拠出金の支払い）
２）ＰＥＴボトル区分の見直し（みりん風調味料やしょうゆ加工品等の追加）

１）市町村に対する資金拠出（再商品化費用総額の効率化分に応じた合理化拠出金の支払い）

法第 10 条の２の新設により、再商品化の質的向上の促進及び容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るための仕組みとして、事業者から市町村に対して、再商品化費用総額の効率化分に応じた「再商品化合理化拠出金」（以下、合理化拠出金）を拠出する仕組み（市町村への資金拠出制度）が新たに創設されます。市町村への資金拠出制度の概要は以下のとおりです。

○ **「合理化拠出金」算定のベースとなる「再商品化費用総額の効率化分」は、「想定される再商品化費用総額」から、「再商品化に現に要した費用総額」を控除した額となる。（下図参照）**

「想定される再商品化費用総額」（A）は、直近３年間の再商品化単価の平均値（３年間固定）に、市町村から財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、協会）への年度ごとの申込量を乗じることにより算定されます。

また、「再商品化に現に要した費用」（B）は、当該年度に市町村から引き取られた分別基準適合物の再商品化に要した費用（再商品化事業者への実際の支払い額）で算定されます。

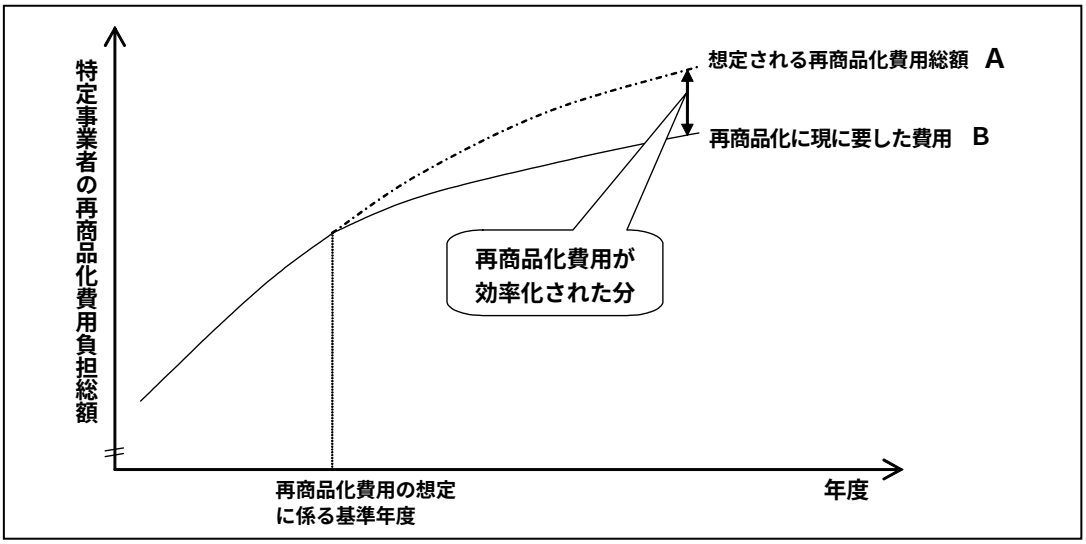

図　再商品化費用総額の効率化分（イメージ図）

○ **市町村へ拠出される「合理化拠出金」は、「再商品化費用総額の効率化分」の 1/2 と定められており、「合理化拠出金」は特定事業者が負担することとなっています。**

これに伴い、特定事業者は平成２０年度以降再商品化委託契約の中で、従来の再商品化実施費用に係る委託料（以下、再商品化実施委託料－当年度支払い－）及び、再商品化合理化拠出金に係る委託料（以下、拠出委託料－翌年度支払い－）について、一括で契約することとなりますので、ご注意願います。（申込用紙１及び参考資料６．平成２０年度再商品化委託契約約款第４条（P20））をご確認ください。）

なお、拠出委託料の算定に必要となる平成 20 年度分の「拠出委託単価」は、平成 20 年度中に協会にて設定します。（平成 20 年 10 月頃を予定）

【平成 20 年度分の拠出委託料の支払いに関連する主なポイント】

平成 20 年度分の拠出委託料の支払いに関連する主なポイントは、以下のとおりです。

① **拠出委託料の支払方法について**

再商品化実施委託料と拠出委託料に係る契約は一括での契約となりますが、支払いは別々に行っていただきます。

② **拠出委託料の支払時期について**

平成 20 年度分の拠出委託料の支払いは、「合理化拠出金」が生じた場合、平成 20 年度分の再商品化委託量に応じて、平成 21 年７月にお支払いいただきます。

③ **拠出委託料の精算について**

拠出委託料は、予定委託単価である「拠出委託単価」をもとにお支払いいただくため、平成 22 年３月末時点（「拠出委託料」収入が確定した時点）において、平成 21 年９月に市町村に支払われる「再商品化合理化拠出金」との差額が生じた場合、平成 22 年７月に精算が行われることとなります。

【平成 20 年度分の拠出委託料の支払い等に係る主なスケジュール】

年月	イベント
平成 19 年 12 月 10 日 ～ 平成 20 年２月１日	平成 20 年度再商品化委託申込の実施 （再商品化実施委託料及び拠出委託料の一括契約申込）
平成 20 年３月	「想定される再商品化費用総額」（A）の確定
平成 20 年 10 月頃	「拠出委託単価」の設定
平成 20 年 12 月頃	平成 21 年度再商品化委託申込書類の中で拠出委託単価を提示
平成 21 年７月	「再商品化に現に要した費用総額」（B）の確定
	「拠出委託料」の支払い
平成 21 年９月	市町村へ「再商品化合理化拠出金」の支払い
平成 22 年３月	「拠出委託料」収入の確定
平成 22 年７月	「拠出委託料」の精算

２）ＰＥＴボトル区分の見直し（みりん風調味料やしょうゆ加工品等の追加）

施行規則第４条の規定にもとづき、「容器包装区分上、ＰＥＴボトルに区分される商品」が変更となります。変更の概要は以下のとおりです。

○ **みりん風調味料やしょうゆ加工品等を充てんした容器を「ＰＥＴボトル区分」に追加。**

飲料・しょうゆを充てんしたＰＥＴボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあり、かつ広く流通していることから、以下５つの調味料を充てんしたＰＥＴボトルが、容器包装区分上のＰＥＴボトルに追加されます。

＜ＰＥＴボトル区分に追加された調味料＞

① しょうゆ加工品
（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。）

② みりん風調味料
（主たる原料として砂糖類、米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）

③ 食酢

④ 調味酢
（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）

⑤ ドレッシングタイプ調味料

※ 上記①～⑤については、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものでなければならない。

平成20年度再商品化委託申込から、上記５つの調味料を充てんしたＰＥＴボトルについては、「プラスチック製容器包装」から「ＰＥＴボトル」に区分されることになりますので、再商品化義務量算定の際、お間違えのないようご注意願います。

以　上